四　骨髄細胞移植による血管新生療法

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（いずれも従来の治療法に抵抗性を有するものであって、フォンタン分類Ⅲ度又はⅣ度のものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら循環器内科、外科又は心臓血管外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

②　循環器専門医（一般社団法人日本循環器学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は心臓血管外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会、特定非営利活動法人日本血管外科学会又は特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について五年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　循環器内科、外科又は心臓血管外科及び麻酔科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　輸血を実施する部門（以下「輸血部門」という。）が設置され、常勤の医師が配置されていること。

④　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。

⑤　病床を二百床以上有していること。

⑥　当直体制が整備されていること。

⑦　緊急手術体制が整備されていること。

⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑩　倫理委員会が設置されており、届出後（地方厚生局長等が届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「届出月」という。）以降をいう。以下同じ。）当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑫　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑬　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

五　神経変性疾患の遺伝子診断

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

脊髄小脳変性症、家族性筋萎縮性側索硬化症、家族性低カリウム血症性周期性四肢麻痺又はマックリード症候群

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら神経内科又は小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　神経内科専門医（一般社団法人日本神経学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医（公益社団法人日本小児科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は臨床遺伝専門医（一般社団法人日本人類遺伝学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　神経内科又は小児科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　臨床検査技師が配置されていること。

④　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑤　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑦　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。

⑧　神経疾患の遺伝子診断ガイドライン２００９に準拠した遺伝子診断を実施する体制を有していること。

⑨　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアル（特定非営利活動法人日本臨床検査標準協議会が平成二十一年二月に作成したものをいう。以下同じ。）に従って検体の品質管理が行われていること。

⑩　当該療養について症例を実施していること。

六　重粒子線治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭頸部腫瘍、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら放射線科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

②　放射線科専門医であること。

③　当該療養について二年以上（放射線治療（四門以上の照射、運動照射、原体照射又は強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）による体外照射に限る。）による療養について一年以上の経験を有する者については、一年以上）の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　放射線科を標榜していること。

②　実施診療科において、放射線治療専門医及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　実施診療科において、放射線治療に専従する常勤の医学物理士及び放射線治療に専従する常勤の看護師が配置されていること。

④　放射線治療専門放射線技師を含む放射線治療に専従する診療放射線技師が三名以上配置されており、粒子線治療室一室当たり二名以上の診療放射線技師が配置されていること。

⑤　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑦　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧　当該療養について十例以上の症例を実施していること。